

(Ⅳ) 飼料生産拠点育成地区リース事業

第1 趣旨

要綱別表3のⅡの3の飼料生産拠点育成地区リース事業（以下（Ⅳ）において「リース事業」という。）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 リース事業の内容

1 本事業は飼料生産組織の経営の高度化を図るのに必要な機械、TMRセンターの整備に必要な機械及び国産粗飼料の広域流通を図る者が広域流通拠点の整備に必要な機械のリース導入を行う取組を支援する事業とする。

2 飼料生産組織経営高度化支援

1の飼料生産組織の経営の高度化は、飼料生産組織が、次の（1）から（3）のいずれかに該当する経営の高度化の取組を行う場合に必要な機械のリース導入を支援するものとする。

（1）事業実施前年度において法人格を有していない組織であって、事業開始年度内に法人化を図ること。

（2）原則として、事業実施年度の作業面積が、平成21年度又は平成19年度から平成21年度の3カ年の平均と比較して、20ヘクタール（北海道にあっては40ヘクタール）以上拡大すること。

（3）（1）及び（2）と同等以上の経営の高度化の取組として、協議会が地方農政局長の承認を得たもの。

3 TMRセンター整備

1のTMRセンター整備は、牛用の飼料であって、地域の自給飼料を活用したTMR（完全混合飼料）の生産・供給を行う組織が、次の全ての要件に該当する取組を行うのに必要な施設の整備を支援するものとする。

（1）TMR原料となる粗飼料のうち国産飼料の占めるTDN重量の割合が「酪農及び肉用生産の近代化を図るための基本指針」の基準年（平成20年度）における全国の粗飼料自給率の数値（79%）を上回るとともに、受益者全体の粗飼料自給率（TDNベース）の目標自給率－現状自給率（事業実施の前年度の粗飼料自給率）で求めるポイントが次に定める値以上増加すること。

ア 現状値が80%未満・・・・・・・・・・5ポイント

イ 現状値が80%以上～85%未満・・・・・・・・・・4ポイント

ウ 現状値が85%以上～90%未満・・・・・・・・・・3ポイント

エ 現状値が90%以上～95%未満・・・・・・・・・・2ポイント

オ 現状値が95%以上・・・・・・・・・・増加すること

（2）TMR原料となる国産粗飼料に占める地域内で生産された粗飼料の割合（TDNベース）が1／2以上であること。

4 粗飼料広域流通拠点整備

1の飼料の広域流通拠点の整備は、国産粗飼料について、広域流通を図る者が広域

流通拠点の整備を行う場合に必要な施設の整備を支援するものとする。

ただし、事業計画において、収集した国産粗飼料の概ね1／2以上について、市町村の範囲を越える流通であって、かつ、道のりで30キロメートル以上の流通が計画されている場合に限る。

第3 事業実施計画

1 リース事業計画の内容

リース事業を実施しようとする要綱別表3のⅡの1の飼料生産拠点育成推進事業（以下（Ⅳ）において「推進事業」という。）の事業実施主体は、要綱第5の1の（1）に基づき、次に掲げる事項を内容とするリース事業の事業実施計画（以下（Ⅳ）において「リース事業計画」という。）を作成するものとする。

- （1）導入する農業機械に係る事項
- （2）機械を賃貸する農業者等（以下「機械利用者」という。）に係る事項
- （3）機械の利用計画に係る事項
- （4）機械に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見込額並びにリース助成金の申請額に係る事項
- （5）その他リース事業の実施に当たり必要な事項

2 リース事業計画の重要な変更

要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）機械又は機械利用者の変更
- （4）事業費又は事業量の3割を超える変更

第4 事業の実施基準

1 機械利用者及び対象農業機械の範囲

機械利用者及び要綱別表3のⅡの3の事業内容の欄の農業機械の範囲は、別表1に定めるものとし、当該機械が有する生産性の向上、飼料作物及び畜産物の品質の向上等の効果の発現を通じて飼料自給率向上プログラムに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

（1）対象機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械の利用面積は、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第5条の3に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に定めた利用規模の下限面積を満たすものであること。ただし、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においては、当該事業実施主体が所在する都道府県からの情報を得て、地方農政局等においてこれを判断するものとする。

2 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約（機械利用者と当該機械利用者が導入する対象機械の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （1）第5の2により承認されたリース事業計画に記載された機械利用者及び対象機械に係るものであること。
- （2）リース事業者及びリース料が第5の3により決定されたものであること。
- （3）リース期間が4年以上で法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号））に定める耐用年数以内であること。
- （4）国又は地方自治体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

3 リース料助成金の額

リース料助成額の計算方法

要綱別表3のⅡの3の補助率の欄に掲げる生産局長が別に定める額（以下「リース料助成額」という。）は、対象機械ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1/2以内

イ リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1/2以内

第5 事業実施手続等

1 リース事業計画の作成及び提出

- （1）事業実施主体は、あらかじめ別表1を例として機械リース計画の様式を作成し、リース料助成金を受けようとする機械利用者に必要事項を記入させた上で、必要な書類を添えて提出させ、記入内容等について確認するものとする。
- （2）事業実施主体は、（1）の内容を踏まえて第4の3の（1）に定めるリース料助成額を計算し、別記様式第1号によりリース事業計画を取りまとめた上で、地域センター経由して地方農政局長に提出するものとする。

2 リース事業計画の承認

- （1）地方農政局長は、この要領に掲げる基準等を全て満たし、一体的に実施する推進事業の事業実施計画の承認が見込まれる場合、リース事業計画の承認を行うものとする。
- （2）地方農政局長は、（1）の承認を行う場合には、別記様式第3号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別記様式第3号により承認しない旨の通知を行うものとする。
- （3）地方農政局長は、（2）の承認の通知に当たっては、推進事業の事業実施計画の承認と併せて、通知するものとする。

3 リース事業者等の決定

事業実施主体は、交付決定後にリース事業者に機械を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、リース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

4 交付決定前の事業着手

地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった後に着手するものとし、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に着手した場合、事業実施主体は、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

5 助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき機械が機械利用者に導入された場合であって、当該機械利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第4の3の(1)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械利用者にリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

6 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る補助金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

7 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械利用者に対して適正な利用が行われるよう指導し、事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機械の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

8 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じ

ることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業開始年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を、一体的に実施する推進事業の規定により、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うするものとする。

ただし、リース事業の1年目であって、当該事業実施主体が行うすべての機械について利用実績がない場合は、その旨の報告を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、リース事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

リース事業の評価は、各地区の推進事業の評価と一体的に行うものとする。

第8 他の施策との関連

- 1 環境と調和のとれた農業生産活動

事業実施主体は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成17年3月31付け16生産第8377号農林水産省生産局長通知）に基づき、事業参加者から点検シートの提出を受けること等により、環境と調和のとれた農業生産活動が行われるよう努めるものとする。

- 2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営の確保

本事業の事業参加者のうち配合飼料を購入している畜産農家等及び当該畜産農家等を構成員としている者（以下「畜産経営者」という。）は、配合飼料価格安定対策事業実施要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第302号農林事務次官依命通知）に定める配合飼料価格安定基金（以下「基金という。」）の業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び毎年度行われる数量契約（以下「契約」という。）の締結を継続するものとする。また、前年度末時点において基金との契約を締結していない畜産経営者にあっては基金との契約を締結するよう努めるものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

別表1 リース事業 ((IV) の第4関係)

事業種類	事業内容			機械利用者
飼料生産拠点育成地区リース事業（農畜産業機械等リース支援事業（飼料生産拠点育成型）） 1 飼料生産組織経営高度化支援 2 TMRセンター整備 3 粗飼料広域流通拠点整備	事業の対象は次のとおりとする。			1 本事業の機械利用者は次のいずれかに該当する者とする。 （1）農業協同組合及び農業協同組合連合会 （2）公社（地方公共団体等が構成する法人をいう。以下同じ。） （3）農事組合法人（農業協同組合法第72条の3で規定する法人をいう。以下同じ） （4）農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ） （5）農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を保有しているもの。 （6）特定農業団体 （7）農業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法第575条第1項に規定する持分会社（以下「持分会社」という。）であって、次のアからウまでの要件に適合するもの。 ア 農業を主たる事業として営んでいること。 イ 株式会社にあつては、株主の総数が50人以下であって、公開会社（会社法第2条第5号に規定する公開会社を
	1 リース方式による以下の機械の導入。			
	区分	内容（助成対象機械）		
		北海道	都府県	
	1 飼料播種機械	牧草播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。） 追播種機 とうもろこし播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限る。）		
2 収穫・調製用機械	モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.8メートル（肉用牛を対象とするものにあつては、1.6メートル）以上のものに限る。） フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式で、作業	モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。） フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式のものに限		

		幅1.5メートル以上のユニット型のもの又はコーン専用機に限る。)	る。)		いう。)でなく、かつ、農業を営む個人及び法人がその総株主の議決権の過半数を有していること。
		テッダー、レーキ、テッダーレーキ(乗用トラクター用で、作業幅4.0メートル以上のものに限る。)	テッダー、レーキ、テッダーレーキ(乗用トラクター用で、作業幅3.3メートル以上のものに限る。)		ウ 持分会社にあっては、農業を営む個人が業務を執行する社員の数の過半を占めること。
		ロールベラー(ピックアップ幅1.2メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る。)	ロールベラー(ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー、稲発酵粗飼料用ロールベラー又は汎用型飼料収穫機に限る。)		(8) 農業を営む個人が構成員となっている団体であって、次のア及びイの要件に適合するもの。 ア 農業を営む個人が直接の主たる構成員であること。 イ その規約が次に掲げる次に掲げる要件の全てに該当していること。 (ア) 代表者及び代表権の範囲並びに代表者の選任の手続を明らかにしていること。 (イ) 意志決定の機関及びその方法について定めがあり、意志決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。 (ウ) 収支計算書、会計帳簿を作成している等の財務及び会計に関する必要な事項を明らかにしていること。
		梱包解体機、運搬機(積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。) 梱包格納用機械 サイレージ取出機、積込機(フロントローダー、ホイールローダー及びこれらに装着する飼料作物積込アタッチメントに限る。) 飼料攪拌機(乗用トラクター用又は自走式のものに限る。) 稲わら収集機			(9) 土地改良区 (10) 農業者 (11) その他生産局長が認める団体

	アンモニア処理機
3 その他	家畜ふん尿土壌還元用機械(乗用トラクター用 又は自走式の家畜ふん尿散布機)

※1 家畜ふん尿土壌還元用機械が助成対象となるのは、飼料生産組織
経営高度化支援、TMRセンター整備に限る。

- 1) 積込機のうち飼料作物積込アタッチメントのみを導入する場合は、
他の飼料作物収穫機械と併せて導入し、一連の収穫作業体系を確立
する場合に限り、補助対象とする。
- 2) 本表の運搬等の機械には汎用のあるトラック等は含まないものと
する。